

確認票 【子育てのための施設等利用給付認定申請】

令和 年 月 日

お申込みの際には、下記の内容をご確認いただき、（☒）をつけてください。

① 認定申請は、施設等の利用日より前に提出が必要です。施設利用開始後に認定申請があった場合、遡っての無償化給付は受けられません。	☐ わかりました
② 認定内容に変更がある場合は、必ず変更事由の発生前に変更申請を提出してください。変更の 15 日前までに市に申請が届かない場合、事前に施設への認定情報等の連絡ができませんのでご了承ください。	☐ わかりました
③ 申込書類等の提出を郵送で行った場合、郵便事故を含む不達や遅延に市は一切責任を負いません。	☐ わかりました
④ 申込受付後、証明書類の記載に整合性がない場合や、不明な点がある場合には、保育課の担当が電話や家庭訪問等により、申込内容等の調査・確認をする場合があります。	☐ わかりました
⑤ 申込内容が事実と異なる時には、認定を取り消す場合があります。また、誤った認定にて給付された金額の返還請求を行うことがあります。全ての書類は、正確にご記入ください。	☐ わかりました
⑥ 退職や勤務時間の変更など、保育の必要性に関わることに変更があった場合は必ず、事前に変更申請をしてください。事前に変更があったことを届け出ていなかった場合、発覚後に認定が取り消される場合があります。また、誤った認定にて給付された金額の返還請求を行うことがあります。	☐ わかりました
⑦ 利用施設によって施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合（法定代理受領）があります。支給の方法につきましては、保護者の方の希望によって変更はできませんのでご了承ください。	☐ わかりました
⑧ 年度ごとに保育の必要性について、現況の確認を行います。次年度も引き続き認定を受ける必要がある場合は、現況確認の提出をお願いします。	☐ わかりました
⑨ 3号認定につきましては、市民税非課税の方のみが対象となります。非課税の判定は毎年9月に切り替えを予定しています。また、税額の更正などにより非課税者から、課税者になった場合は、認定が取り消しとなりますので、必ずご自身で申し出てください。	☐ わかりました
⑩令和6年1月1日は、西東京市に住民票はありましたか。 ※ いいえの場合は、3号認定（0～2歳児クラス）の方のみ、令和6年度住民税の課税証明書等が必要です。	【父】 ☐ はい・ ☐ いいえ 【母】 ☐ はい・ ☐ いいえ
⑪ 子育てのための施設等利用給付認定申請は、認可保育園の入所申請ではありません。認可保育所等の利用を希望する場合は別途ご申請ください。また、認可保育園等の教育・保育給付認定に係る施設と子どものための施設等利用給付認定に係る施設を併用することはできません。	☐ わかりました
⑫ 本制度に関するご案内等や市 HP をお読みいただき、認定や給付に係るルールについて、ご理解のうえご申請ください。	☐ わかりました

※裏面もご記入お願いいたします。

【求職を理由に申込みの方】 求職活動の実績を報告するため、施設等の利用（認定）開始後 1 月以上経過し、2 か月が経過するまでの間に「求職活動状況報告書 書式⑩」を保育課までご提出ください。 <u>保育所等の利用開始後は、保育所等の利用開始日から 90 日を迎える月の末日までの間に就労し、「就労証明書等（市様式）」の提出が必要です。</u>必要書類が提出できない場合は、認定は終了となります。認定がない場合、施設等利用費の給付は受けられません。 認定期間の終了に際して、市や施設から確認は行いませんので、認定期間にご注意ください。	□わかりました
【就労予定・就学予定を理由に申込みの方】 保育所等の利用開始後、利用開始月の末日までに就労または就学し、状況に応じた証明書類の提出が必要です。必要書類が提出できない場合は、認定は終了となります。認定がない場合、施設等利用費の給付は受けられません。 認定期間の終了に際して、市や施設から確認は行いませんので、ご注意ください。	□わかりました
【育児休業中の方】 現在、育児休業中の方が認定を受ける場合は利用開始月の復職が前提です。利用開始月中に復職し、「復職証明書（市様式）」の提出が必要です。ただし、既に保育を利用している子どものきょうだいが出生することに伴う育児休業を取得する場合は、育児休業対象児が満 1 歳になる日が含まれる月末まで（保育所等の利用申込をしている場合であって、保育所等（認可外含む）を利用できない場合で、育児休業を満 1 歳以降までとる場合は 1 歳 6 か月又は満 2 歳まで）認定を受けることができます。	□わかりました
【出産を要件に申込みをする方】 妊娠出産に伴う認定の期間は、出産予定日前 2 か月又は出産後 2 か月以内（出産日から 8 週を経過する日の翌日が含まれる月の末日まで）です。それ以後も認定を希望する場合は、要件の変更が必要です。	□わかりました
【認可保育所等の申込を行っていない方】認可保育園に申請をしていない理由に該当するものに☑ください。 ① ☐ 既に利用している認可外保育施設を継続して利用するため ② ☐ 利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため ③ ☐ 利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望にあっていないため ④ その他（具体的にご記入ください）	

子育てのための施設等利用給付認定申請に当たり、本確認票内の事項について確認しました。

保護者氏名 _____ (印)